

# 川崎市外国人市民代表者会議



KAWASAKI CITY  
川崎市

## ニュースレター No. 46

編集・発行：市民・子ども局 人権・男女共同参画室 2012年10月1日発行

# みなさん来てください！

## 代表者会議のイベントのご案内



### オープン会議

日時：12月9日（日）14:00～17:00  
場所：川崎市産業振興会館（川崎駅西口から歩いて約5分）  
代表者会議の審議内容の紹介や分科会で参加者から意見を聞くほか、防災出前講座の開催を予定しています。会議終了後に交流パーティも開きます。（詳しくは代表者会議ホームページを見てください。）

\* 去年と場所が違います。ご注意ください！

秋はたくさんのイベントがあちこちで開かれています。代表者会議では、この時期にいろいろなイベントに参加します。食べ物や展示を通して、代表者と交流してみませんか？多くの皆さんのご来場をお待ちしています！

### 多文化フェスタみぞのくち

日時：10月20日（土）11:00-15:00

場所：高津市民館 屋上

（雨の場合は市民館の中で行います）

料理屋台を出店します。代表者会議のメンバーの国の料理が楽しめます。メニューは当日のお楽しみ！毎年人気の屋台です。

\* 当日雨の場合は、代表者会議は出店しません。



### かわさき市民祭り

日時：11月2日（金）～4日（日）

場所：川崎区・富士見公園一帯

ステージで代表者会議の紹介や、様々な文化によるステージパフォーマンスを行います。また、4日はパレードに代表者が参加します。また、代表者会議のテントでは、展示や子ども向けのイベントも行う予定です！



## ◆◆◆◆◆ 会議スケジュール ◆◆◆◆◆

場所：川崎市国際交流センター（最寄り駅：東急東横線元住吉駅から徒歩約10分）

時間：午後2時から午後5時まで

第3回 第1日 10月14日（日）

第4回 第1日 1月20日（日）

第2日 11月18日（日）

第2日 2月17日（日）

会議も、ぜひ聞きに来てください！





# 市内視察に行きました



代表者として川崎市のことをよく知り、審議に生かすため、2012年7月29日に市内視察を行いました。14人の代表者が参加し、市内の5か所を見学し、関係者から説明を聞いたり、意見交換を行いました。

**ふれあい館** 川崎の外国人の歴史と活動について話を聞き、館内を見学しました。**市民ミュージアム** 古地図や模型などの展示物を見ながら、川崎の成り立ちや昔の町並みについて学芸員の方の説明を聞きました。**中原図書館** 市立図書館の外国語の本の利用状況や資料数、寄贈方法などについて説明を聞いた後、館内を見学しました。**中原市民館** 市民館の事業について、特に識字・日本語学級を利用



している外国人の状況などの詳しい説明を聞き、施設内を見学しました。

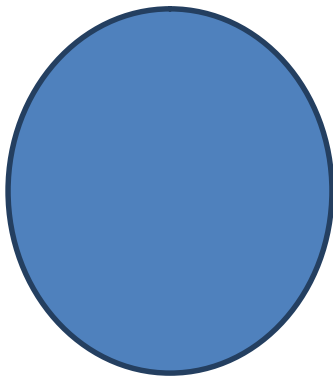
**市民活動センター** 担当者から市民活動やボランティア活動をどのように支援しているかを聞き、会議室や設備などを見学しました。



参加した代表者からは、「詳しい説明を聞き、とても勉強になった。」「川崎市が幅広い分野で様々なサービスを提供していることが分かった。」「よく前を通りかかることはあったがこれまで中に入ったことがなかったので、施設を見学できてよかった。」「今後は施設を積極的に利用したい。」「外国人が施設やサービスをもっと気軽に利用できるような工夫を考えていきたい。」などの感想がありました。

## 新しい代表者の紹介

代表者のウシチャンギリ クリストファアさん（タンザニア）が都合により辞職し、新たにセヌー ジョアキムさん（ベナン）が代表者として加わりました。



<名前> セヌー ジョアキム

<国籍・地域> ベナン

<代表者になって今の気持ち> 川崎市の歴史を教訓に未来に向かって、すべての市民の為に住みやすい街づくりに貢献し、市政における外国人市民の役割を考えたい。また、行政サービスの向上のためにお互い理解し合いながら活動していきたいです。

<好きな言葉> “Il y a des fleurs partout pour qui veut bien les voir.” 「本当に見たいと願うなら、人の良さ（花）は至る所にあるものだ。」

## ◇2つの部会に分かれて審議◇

第9期の代表者会議では、26名の代表者が2つのグループ(=部会)に分かれて話し合いをします。委員長とシャルマ副委員長は両部会をよく知るために、2回ごとに部会を変えて参加します。それぞれの部会についてご紹介します。

### しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会

#### メンバー

チャート デビト (部会長)、安 栄一、呉 群、  
ガン リョンイン、許 可欣、コロンツイ カロル、孔 敏淑、  
サルヴィオ ローズマリー、シャヒン セルカン、柳 澤 アンナ



#### 話し合うテーマ

時間のかからないテーマ：親の呼び寄せ、外国人の地域活動への参加、窓口対応・相談、年金、住宅  
時間のかかるテーマ：まちづくり、就職支援、提言取組の評価、情報伝達(代表者会議のホームページ、ウェブサイトから外国人の意見を聞く、災害情報、新しい入管制度など)

今回のテーマは、多種多様で、まちづくりのような新しいテーマも出ています。これらに対応するために、代表者が自分たちの豊かな経験に基づいて積極的に意見を交換し、テーマの重要性や難易度を話し合いました。これからも、お互いの意見を尊重して審議を進める方針です。

(部会長 チャート デビト)

### ふくしきょういくぶかい 福祉教育部会

#### メンバー

園田 泉 ベアトリス(部会長)、  
エドモンド ダンカン、王 夕心、生出 オリエッタ、ゲェン ゴク バオ リン、ケオパサアト  
ラツアミチャン、シフケン ブランドン、崔 想、仲田 シリワン、中村 ジュディス、朴 昌浩、法邑 カレン  
ウィルフリダ、楊 奕



#### 話し合うテーマ

保護者支援(保護者への情報提供など)、いじめ、高齢者福祉、家庭教育、異文化交流、乳幼児の子育て支援(児童施設や保育園など)、医療、母語教育

今期のテーマは、代表者の経験、知識や実際におかれた生活環境に基づいて話し合い、決定しました。今後は部会のメンバーの皆さんの意見を少しずつまとめながら、皆と一緒に、テーマ一つ一つを丁寧に議論していきたいと思っています。

(部会長 園田 泉 ベアトリス)

## 代表者会議—フランスの書籍で紹介

2012年2月にフランスのルズンサヴオン社から出版された『日本における高度技能中国人移民』の表紙に代表者会議の写真が掲載されました。この本の中で、日本の外国人市民の声を聞く機関として最も成功し、活動的な会議として、川崎市の代表者会議が紹介されました。2012年6月に、著者のエヌ・ル＝バイさんと王委員長が、会談しました。ル＝バイさんからは、フランスと比較して日本では中国人住民の社会参加が進んでいる、多言語サービスは日本の方が充実しているという話を伺いました。また、地域の外国人の課題やニーズを知るために、代表者会議だけでなく、市民活動や学校をもっと活用してはどうか、というコメントもいただきました。王委員長は、公立小学校で複数の外国語を学ぶことのできるフランスの状況を聞き、日本でも公立学校で外国語(母語)をもっと学べるようにしてほしい、と話しました。



ル＝バイさんと王委員長



外国人市民のためのお役立ち情報—その6

新しい制度の多言語パンフレットはこちら  
[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)



## 新しい在留管理制度Q&A

2012年7月9日から新しい在留管理制度が始まりました。新しい制度で特に知っておきたいポイントなど、編集委員会でピックアップした情報をご紹介します。

**Q.現在持っている外国人登録証明書はすぐに在留カードに換える必要はありますか。**

**A.直ちに在留カードに換える必要はありません。**2012年7月9日の時点において、新しい在留管理制度の対象の方が外国人登録証明書を持っているときは、一定の期間は、その外国人登録証明書を在留カードとみなします。永住者以外の方には、7月9日以降の在留期間更新等の手続きの際に在留カードを交付します。永住者の方には、2012年7月9日から3年以内(16歳未満の方は、3年又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで)に在留カードの交付を申請することが必要です。

**Q.在留期限や在留カードの更新期限が近づくと何か通知を送っていただけるのですか。**

**A.通知を送ることはありません。**中長期在留者の方(永住者及び16歳未満の方を除く)は、在留期間の更新を忘れずにしていただければ、在留カードの更新期限を過ぎるということはありません。在留期限については、是非、お忘れにならないようお願いいたします。

**Q.在留カードに写真が表示されるようですが、写真は事前に用意する必要がありますか。**

**A.空港において交付する在留カードに使う写真は、用意しておく必要はありません。**また、在留期間更新申請等や在留カードに関する申請・届出においては、申請・届出の日から3か月前までに撮影された写真を申請書等に貼って提出します。有効期間が16歳の誕生日以前の日までに交付される在留カードには写真は表示されません。

**【ご注意ください!】新しい在留管理制度では、在留資格の取消しや退去強制の理由となる事柄、および罰則が新たに設けられました。詳しくはお近くの入国管理局へお問い合わせください。**

※この情報は法務局入国管理局のホームページ ([http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/q-and-a.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/q-and-a.html) 2012年8月9日現在) より作成しました。

**<お問合せ>** 川崎市市民・子ども局人権・男女共同参画室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

Tel : 044-200-2359 Fax : 044-200-3914 E-mail : 25gaikok@city.kawasaki.jp

代表者会議やニュースレターへのみなさまのご意見・ご感想をお待ちしています。